

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 ～ 第14条「略」</p> <p><u>（県内発注）</u>  <u>第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>（委任）  第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>（雑則）  第17条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。</p> <p>附 則  1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。  2 この要綱は、令和11年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 ～ 第14条「略」</p> <p><u>「追加」</u></p> <p>（委任）  第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>（雑則）  第16条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。</p> <p>附 則  1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。  2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p>

新	旧
<p>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年4月2日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年4月2日から施行する。</p> <p><u>「追加」</u></p>
<p>別表（第2条、第3条関係）「略」</p> <p>（注）1～3「略」</p> <p>4 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、<u>令和6年国土交通省告示第8号</u>（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値と原点との2点間の線形補間を適用する。</p> <p>5～9「略」</p> <p>10 事業区分3にあつては、次によること。</p> <p>（1）「略」</p> <p>（2）木造化を実施する場合には、以下の条件のいずれかを満たす建築物を補助対象とし、構造用部材については、JAS構造材（機械等級区分構造用製材、直交集成板（CLT）、構造用集成材）を土台、大引、柱、梁、桁等の主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第5号）の一部又は全てに使用するものとし、使用したJAS構造材のみ補助対象とする。</p>	<p>別表（第2条、第3条関係）「略」</p> <p>（注）1～3「略」</p> <p>4 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、<u>平成31年国土交通省告示第98号</u>（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値と原点との2点間の線形補間を適用する。</p> <p>5～9「略」</p> <p>10 事業区分3にあつては、次によること。</p> <p>（1）「略」</p> <p>（2）木造化を実施する場合には、以下の条件のいずれかを満たす建築物を補助対象とし、構造用部材については、JAS構造材（機械等級区分構造用製材、直交集成板（CLT）、構造用集成材）を土台、大引、柱、梁、桁等の主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第5号）の一部又は全てに使用するものとし、使用したJAS構造材のみ補助対象とする。</p>

新	旧
<p>また、高知県産の木材を使用した製材品（CLT、集成材を含む。）を、延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用することとする。</p> <p>ア 事業区分1、2の設計の条件を満たす建築物</p> <p>イ 県産材を10㎡以上使用する建築物</p> <p>(3)「略」</p> <p>(4)「略」</p> <p>11「略」</p>	<p>また、高知県産の木材を使用した製材品（CLT、集成材を含む。）を、延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用することとする。</p> <p>ア 事業区分1、2の設計の条件を満たす建築物</p> <p>イ 県産材を10㎡以上使用する建築物</p> <p>(3)「略」</p> <p>(4)「略」</p> <p>11「略」</p>

新

旧

別記  
第1号様式（第4条関係）

別記  
第1号様式（第4条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

住所  
補助事業者 氏名  
生年月日

住所  
補助事業者 氏名  
生年月日

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付申請書

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

記

1 事業の目的

1 事業の目的

2 事業区分

2 事業区分

3 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

3 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m <sup>2</sup>
県産材使用量	m <sup>3</sup> (CLT m <sup>3</sup> 、JAS構造材 m <sup>3</sup> 、その他県産材 m <sup>3</sup> )
基礎丸太杭使用本数	本 ( m杭 本、 m杭 本)

(注) 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

所在地	
構造等	
延べ面積	m <sup>2</sup>
県産材使用量	m <sup>3</sup> (CLT m <sup>3</sup> 、JAS構造材 m <sup>3</sup> 、その他県産材 m <sup>3</sup> )
基礎丸太杭使用本数	本 ( m杭 本、 m杭 本)

(注) 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

4 事業の内容及び経費の配分総括表

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。  
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。  
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

4 事業の内容及び経費の配分総括表

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。  
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。  
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

新

5 事業（予定）期間

着手年月日 年 月 日  
完了年月日 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入 単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出 単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

7 添付資料

(1) 補助金の交付に関する規定（市町村の継ぎ足し補助がある場合）

(2) 見積書等の事業費を確認できるもの

(3) 県税事務所が発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書。

(4) 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

(5) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙2）

(6) 事業区分3においては、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証又は同法第15条に規定する建築工事届済みであることの証明書の写し（内外装木質化のみを実施する場合を除く。）

※1 高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書の写し等。補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書の写し等。

別紙1～2 「略」

旧

5 事業（予定）期間

着手年月日 年 月 日  
完了年月日 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入 単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出 単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

7 添付資料

(1) 補助金の交付に関する規定（市町村の継ぎ足し補助がある場合）

(2) 県税事務所が発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し（※）。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書。

(3) 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

(4) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙2）

(5) 事業区分3においては、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証又は同法第15条に規定する建築工事届済みであることの証明書の写し（内外装木質化のみを実施する場合を除く。）

※ 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

別紙1～2 「略」

新

第2号様式～第5号様式「略」

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住 所  
補助事業者 氏 名

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

1 事業区分

2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m <sup>2</sup>
県産材使用量	m <sup>3</sup> (CLT m <sup>3</sup> 、JAS構造材 m <sup>3</sup> 、その他県産材 m <sup>3</sup> )
基礎丸太杭使用本数	本 ( m杭 本、 m杭 本)

(注) 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

3 事業の実績

(1) 総括

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。  
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。  
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

旧

第2号様式～第5号様式「略」

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住 所  
補助事業者 氏 名

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

1 事業区分

2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m <sup>2</sup>
県産材使用量	m <sup>3</sup> (CLT m <sup>3</sup> 、JAS構造材 m <sup>3</sup> 、その他県産材 m <sup>3</sup> )
基礎丸太杭使用本数	本 ( m杭 本、 m杭 本)

(注) 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

3 事業の実績

(1) 総括

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。  
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。  
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

新

4 事業期間

着手年月日 年 月 日  
完了年月日 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率 %	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費						
計						

6 添付資料

- 精算事業費を確認できる資料
- CLT等先進的木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及びCLT使用量又は県産材使用量を確認することができる資料
- 非住宅木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及び県産材使用量を確認することができる資料
- 非住宅建築物の木造化・木質化の場合、補助対象となる部材の導入状況を確認することができる写真、しゅん工図等整備内容、JAS構造材及び県産材使用量を確認することができる資料(出荷証明書等)
- 軟弱地盤対策の場合、図面等整備内容及び県産材使用量を確認することができる資料(出荷証明書等)
- 上限加算を受ける場合、建築物木材利用促進協定の協定書又は高知県環境不動産事前確認通知書の写し

第7号様式～第8号様式「略」

旧

4 事業期間

着手年月日 年 月 日  
完了年月日 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率 %	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費						
計						

6 添付資料

- 精算事業費を確認できる資料
- CLT等先進的木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及びCLT使用量又は県産材使用量を確認することができる資料
- 非住宅木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及び県産材使用量を確認することができる資料
- 非住宅建築物の木造化・木質化の場合、しゅん工図等整備内容、JAS構造材及び県産材使用量を確認することができる資料(出荷証明書等)
- 軟弱地盤対策の場合、図面等整備内容及び県産材使用量を確認することができる資料(出荷証明書等)
- 上限加算を受ける場合、建築物木材利用促進協定の協定書又は高知県環境不動産事前確認通知書の写し

第7号様式～第8号様式「略」